

三重県監査委員監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）第 7 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年度監査等執行計画を次のとおり定める。

令和 3 年 12 月 20 日

三重県監査委員	伊 藤 隆
三重県監査委員	下 野 幸 助
三重県監査委員	木 津 直 樹
三重県監査委員	内 田 典 夫

令和 4 年度監査等執行計画

第 1 基本方針

県内初の新型コロナウイルス感染者が確認されて以降、新型コロナウイルス感染症は県民生活に大きな影響を与えており、医療提供体制の整備、県民の生活支援、経済及び雇用対策、社会全体のデジタル活用などの課題が浮き彫りとなっています。また、少子高齢化の進行等による人口減少は地域コミュニティや経済、産業など社会のあらゆる面に影響を及ぼす懸念があり、県政における大きな課題となっています。

令和 4 年度は、新たに県政運営の道筋を示す長期ビジョン「強じんな美し国ビジョン みえ（仮称）」及び中期の計画「みえ元気プラン（仮称）」が 6 月からスタートします。これらの計画に基づき、将来世代を含めた県民の皆さんが元気に、かつ安全・安心に暮らすことのできる持続可能な地域を作りあげるとともに、三重の強みや魅力を生かし、三重の未来につなげるための取組が求められています。

一方、行財政運営については、義務的経費が今後も高い水準で推移することが見込まれる硬直的な財政構造であることから、歳入確保や経常的な支出の抑制等を図ることにより、持続可能な財政運営基盤の確立が求められています。

このような状況を踏まえ、適切な行財政運営や県民の信頼の確保に向けて、引き続き、県の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、監査等を行うとともに、服務規律違反や不適切な事務処理で県民の信頼を著しく損なう重大な事案については、コンプライアンスの徹底を促すという観点で監査等を行います。

また、内部統制制度に依拠し、効率的かつ効果的に監査等を実施するために、各種監査等との有機的な連携と調整を図っていきます。

第 2 実施計画

1 定期監査

(1) 執行方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査を実施します。

また、令和 3 年度定期監査結果の指摘事項に対する取組等を的確に把握すると

ともに、令和 2 年度及び 3 年度包括外部監査結果の対応状況についても併せて確認します。

(2) 対象年度

対象年度は、原則として令和 3 年度とします。

(3) 対象箇所

ア 本庁

(ア) 三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号）第 2 条第 1 号に定める部局等における課等

(イ) 三重県企業庁組織規程（平成 14 年三重県企業庁管理規程第 1 号）第 2 条第 1 項に定める課

(ウ) 三重県病院事業庁組織規程（平成 11 年三重県病院事業庁管理規程第 1 号）第 3 条第 1 項第 1 号に定める課

イ 地域機関

(ア) 三重県会計規則第 2 条第 2 号に定める所

(イ) 三重県企業庁組織規程第 9 条第 2 項別表に定める事業所

(ウ) 三重県病院事業庁組織規程第 3 条第 1 項第 2 号に定める県立病院

(4) 実施時期

ア 事務局予備監査

(ア) 実地監査

a 地域機関 令和 4 年 1 月下旬から 6 月中旬まで

b 本庁

(a) 企業庁・病院事業庁・県土整備部（流域下水道関係に限る。）

令和 4 年 6 月中旬から 6 月下旬まで

(b) 知事部局等 令和 4 年 6 月上旬から 7 月下旬まで

(イ) 書面監査 令和 4 年 2 月下旬から 8 月下旬まで

イ 委員監査

(ア) 実地監査

a 地域機関 令和 4 年 4 月上旬から 8 月上旬まで

b 本庁

(a) 企業庁・病院事業庁・県土整備部（流域下水道関係に限る。）

令和 4 年 7 月下旬

(b) 知事部局等 令和 4 年 8 月中旬から 9 月中旬まで

(イ) 書面監査 令和 4 年 9 月中旬から 10 月上旬まで

(5) 実施体制（方法）等

実施体制は、次のとおりとし、実施方法の詳細については、「令和 4 年度定期監査実施要領」を別に定めます。

ア 総括本監査

本庁各部局等（知事部局、出納局、議会事務局、各種委員会事務局、警察本部、企業庁、病院事業庁）の長等に対し、本庁各課等及び地域機関で実施した予備監査の結果等を基に、監査委員が総括的に監査を実施します。

イ 本監査

地域機関の長に対し、予備監査の結果等を基に、監査委員が監査を実施します。

ウ 事務局予備監査

本庁各課等及び地域機関の担当者に対し、監査提出資料等を基に、事務局職員が、総括本監査及び本監査に先立つ調査を実施します。

2 行政監査

(1) 執行方針

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査を実施します。

(2) 対象年度、対象箇所、実施時期、実施体制（方法）等

定期監査の中で、総合的かつ一体的に実施することとします。

3 財政的援助団体等監査

(1) 執行方針

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかについて監査します。

(2) 対象年度

原則として令和3年度とし、必要に応じ2年度以前に実施した事業等も対象とします。

(3) 対象団体

別に定める「令和4年度財政的援助団体等監査実施要領」の「財政的援助団体等に係る監査対象団体選定基準」に基づき、県の関与度が高い団体等を重点的に選定します。

(4) 実施時期

令和4年11月から5年2月まで

(5) 実施体制（方法）等

実施方法については、「令和4年度財政的援助団体等監査実施要領」を別に定めます。

4 決算審査

(1) 審査対象

ア 知事から審査に付される令和3年度三重県歳入歳出決算

(ア) 一般会計及び特別会計

イ 知事から審査に付される令和3年度三重県公営企業会計決算

(ア) 水道事業会計

- (イ) 工業用水道事業会計
 - (ウ) 電気事業会計
 - (エ) 病院事業会計
 - (オ) 流域下水道事業会計
- (2) 実施時期
- ア 歳入歳出決算 令和4年6月から10月まで
 - イ 公営企業会計決算 令和4年6月から9月まで
- (3) 実施体制（方法）等
- 歳入歳出決算及び公営企業会計決算ごとに決算審査実施要領を定めます。
- 実施に当たっては、定期監査及び例月出納検査において確認した資料等を活用することにより、審査の効率化を図ります。

5 例月出納検査

- (1) 検査対象
- ア 一般会計及び特別会計
 - イ 公営企業会計
 - (ア) 水道事業会計
 - (イ) 工業用水道事業会計
 - (ウ) 電気事業会計
 - (エ) 病院事業会計
 - (オ) 流域下水道事業会計
- (2) 実施時期
- 毎月下旬
- (3) 実施体制（方法）等
- 毎月の現金等の出納について、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているかの検査を、原則として、一般会計及び特別会計については5月及び8月に、公営企業会計については5月及び7月に監査委員が実地検査を行い、その他の月については書面検査とします。
- なお、一般会計及び特別会計については検査実施月の2月前、公営企業会計については1月前の状況を検査します。

6 健全化判断比率及び資金不足比率の審査

- (1) 審査対象
- 知事から審査に付される令和3年度決算に係る健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (2) 実施時期
- 令和4年6月から10月まで
- (3) 実施体制（方法）等
- 歳入歳出決算及び公営企業会計決算に係る健全化判断比率等の審査実施要領を

別に定めます。

なお、将来負担比率に係る地方公社や第三セクター等に関する審査については、必要に応じて、対象団体の協力のもとで併せて実施します。

7 内部統制評価報告書審査

(1) 審査対象

知事等から審査に付される令和3年度内部統制評価報告書

(2) 実施時期

令和4年6月から10月まで

(3) 実施体制（方法）等

実施方法については、「令和4年度内部統制評価報告書審査計画」を別に定めます。

8 その他

- (1) 監査委員は、必要があると認めたときは、随時監査（地方自治法第199条第5項の規定による監査をいう。）を実施します。
- (2) 監査委員は、必要があると認めたときは、指定金融機関等監査（地方自治法第235条の2第2項又は地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査をいう。）を実施します。
- (3) 監査委員は、会計管理者等に対し、指定金融機関等に対する検査の結果についての報告（地方自治法施行令第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令第22条の5第3項の規定による報告をいう。）を求めます。